

役員退職手当支給規程

沿革 昭和54年6月14日 制定

平成6年4月1日 一部改正

平成23年7月1日 23規程第3号 一部改正

(総則)

第1条 一般財団法人流通システム開発センター（以下「この法人」という。）の役員（常勤役員に限る。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給基準)

第2条 退職手当は、役員が退任し又は在任中に死亡した場合に、その本人又はその遺族に支給する。

2 役員が定款第37条第1条第1号の規定により解任されたときは、当該役員には支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退任し又は死亡した日（以下「退任の日」という。）における役員の報酬年額の月割額に100分の21の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在任したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在任期間（以下「役職別機関」という。）1月につき、退任の日における当該異なる役職ごとの報酬年額の月割額に100分の21の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 役員として在任中特に功労があったと認められる者に対しては前項の退職手当の額に0.2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を別に功労金として支給することができる。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）が生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在任期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱)

第5条 役員の任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、引き続き在任したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を原則として支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 役員が死亡した場合の退職手当は、その者の遺族に支給するものとし、遺族の範囲は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第8条 遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本もしくは住民票登録謄本等遺族である事実を証明する書類等を提出しなければならない。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細目)

第10条 この規程の実施に必要な細目については、会長がこれを定める。

附 則（昭和54年6月14日）

1 この規程は昭和54年6月14日から施行し、昭和54年5月29日から適用する。

附 則（平成6年4月1日）

1 この規程は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第2項の規定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項が準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（以下「移行の登記の日」という。）から施行する。

- 2 移行の登記の日の前日に財団法人流通システム開発センター（以下「旧法人」という。）に在任する役員であって、移行の登記の日以降引き続きこの法人の役員となった者の在任期間は、その者の旧法人の役員としての在任期間を、この法人の役員としての在任期間とみなす。